

高津区内平瀬川護岸改修（その8）工事 工事説明会 主な意見書への回答

意見1	家屋調査の対象範囲を、鋼管杭の下端から45° 立ち上げた範囲としている理由は何か。
回答	社団法人日本道路協会が発行する「道路土工 仮設構造物工指針」に基づき、鋼管杭先端から45° の範囲を影響範囲として設定しているためです。

意見2	現地の地盤状況等を踏まえ、家屋調査の対象範囲を拡大することは可能か。
回答	家屋の事前調査範囲は、鋼管杭の長さを基に設定していますが、設定範囲外であっても影響が生じる可能性があります。工事に起因する損傷が確認された場合には、事後調査の実施を検討しますので、ご連絡ください。 また、調査対象外の方におかれましては、工事前の建物外壁や室内の状況について、写真等により記録していただくことを推奨しています。

意見3	河川管理用通路の舗装が不陸（ガタつき）があり、通行しづらい。
回答	現在の舗装は仮舗装です。今後、護岸コンクリート工事の完了後に、本舗装を施工する予定です。

意見4	釈迦堂橋から新井台橋間の工事全体の完成時期はいつ頃か。
回答	当該区間では鋼管杭の圧入後、護岸コンクリートの築造および仮設構台の撤去を予定しています。工事全体の完了は令和10年度を目標としています。

意見5	施工箇所は上作延小学校の通学路となっているが、通行は可能か。
回答	幅員約1mの歩行スペースを確保しているため通行は可能です。ただし、安全確保の観点から、小学校には反対側の河川管理用通路を通行するよう依頼しています。